

○四街道市営自転車駐車場条例

昭和62年12月22日
条例第19号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第1項の規定により、四街道市営自転車駐車場(以下「駐車場」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市は、道路交通の円滑化及び自転車等(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の利用者の利便に資するため、駐車場を設置する。
(平5条例18・平15条例5・一部改正)

(名称等)

第3条 駐車場の名称、位置及び利用対象は、次のとおりとする。

名称	位置	利用対象
四街道駅北口第1自転車駐車場	四街道市鹿渡934番地の24	自転車
四街道駅北口第2自転車駐車場	四街道市鹿渡978番地の2	自転車
四街道駅南口第1自転車駐車場	四街道市鹿渡998番地の7	自転車
四街道駅南口第2自転車駐車場	四街道市和良比253番地の4	自転車
四街道駅南口第3自転車駐車場	四街道市和良比244番地の6	原動機付自転車及び自転車
四街道駅東側自転車駐車場	四街道市鹿渡1018番地の34	自転車
四街道駅西側自転車駐車場	四街道市四街道1丁目1523番地の2の4	自転車
物井駅東側自転車駐車場	四街道市物井285番地の7	原動機付自転車及び自転車
物井駅西側第1自転車駐車場	四街道市物井469番地の2	自転車
物井駅西側第2自転車駐車場	四街道市物井304番地の2	自転車
物井駅西側第3自転車駐車場	四街道市物井473番地の2	原動機付自転車及び自転車

(平15条例5・全改、平16条例7・平21条例23・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 駐車場の管理については、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

(平17条例33・全改)

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 駐車場の利用の許可に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務
(平17条例33・追加)

(利用時間)

第6条 駐車場の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、管理運営上特に必要と認めるときは、市長の承認を得て、臨時に利用時間を変更することができる。

(平17条例33・追加)

(利用区分)

第7条 駐車場の利用区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 定期利用 1年(4月1日から翌年の3月31日まで)を単位とした定期的な利用をいう。
- (2) 一時利用 継続した24時間を単位とした1回の利用をいう。
(平10条例10・追加、平17条例33・旧第5条線下)

(利用資格)

第8条 駐車場を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。ただし、一時利用にあつては、この限りでない。

- (1) 最寄駅の改札口から直線で800メートル以上離れて居住している者
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が特に必要と認めた者

(平5条例18・一部改正、平10条例10・旧第5条繰下・一部改正、平17条例33・旧第6条繰下)

(定期利用)

- 第9条 駐車場を定期利用しようとする者は、指定管理者に申込みし利用登録を受けなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による利用登録をしたときは、当該登録を受けた者に自転車駐車場利用登録許可証(以下「許可証」という。)及び登録証を交付するものとする。
- 3 前項の規定による許可証及び登録証の有効期間は、4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、当該期間の途中において当該期間内の利用に係る利用登録をしたときの有効期間の始期は、当該利用登録をした日とする。
- 4 利用登録のできる台数は1人1台とする。ただし、駐車場の保有台数の限度において利用登録を締め切るものとする。
- 5 第2項の規定による登録証の交付を受けた者は、自転車等の見やすいところにこれをちよう付しなければならない。

(平5条例18・一部改正、平10条例10・旧第6条繰下・一部改正、平15条例5・平16条例7・一部改正、平17条例33・旧第7条繰下・一部改正)

(一時利用)

- 第10条 駐車場を一時利用しようとする者は、利用の都度、利用登録を受けなければならない。
- 2 前項の規定による利用登録は、自転車駐車場一時利用券(以下「一時利用券」という。)の交付により行うものとする。
- 3 前項の規定による一時利用券の交付を受けた者は、自転車のハンドルにこれを取り付けなければならない。
- 4 一時利用できる駐車場は、第3条に規定する駐車場のうち、市長が指定する駐車場に限るものとする。

(平10条例10・追加、平17条例33・旧第8条繰下、平20条例33・一部改正)

(利用者の遵守事項)

- 第11条 駐車場の利用者(以下「利用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
- (1) 定期利用する場合は、第9条第2項に規定する許可証を携帯するものとし、当該利用を必要としなくなった場合は、速やかに届け出ること。
- (2) 盗難を防止するため施錠等必要な措置をすること。
- (3) 発火性、引火性等のある危険物を持ち込まないこと。
- (4) 他の自転車等の駐車を妨げる行為をしないこと。
- (5) 指定された場所以外に自転車等を駐車しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、駐車場を管理する者の指示に従うこと。

(平9条例17・一部改正、平10条例10・旧第7条繰下・一部改正、平15条例5・一部改正、平17条例33・旧第9条繰下・一部改正)

(監督処分)

- 第12条 指定管理者は、利用者がこの条例等の規定に違反したとき、その他駐車場の管理上支障が生じたときは、第9条第1項又は第10条第1項の規定による利用登録を取り消すことができる。
- 2 市長は、指定管理者が前項の規定により利用登録を取り消したとき、又は利用登録がされていない自転車等その他の物件を発見したときは、自転車等その他の物件の所有者又は管理者に対し、その所有又は管理に係る自転車等その他の物件の駐車場からの移動、撤去その他必要な措置をとることを命ずることができる。
- 3 市長は、前項の規定による措置を命じたにもかかわらず、自転車等その他の物件が規則で定める時間を超えて引き続き駐車されている場合は、当該自転車等その他の物件をあらかじめ定められた場所に移動し、保管することができる。
- 4 四街道市自転車等の放置防止及び自転車等駐車場の整備に関する条例(平成2年条例第24号)第14条、第15条及び第16条の規定は、前項の規定により自転車等その他の物件を移動し、保管した場合について準用する。

(平9条例17・一部改正、平10条例10・旧第8条繰下・一部改正、平15条例5・一部改正、平17条例33・旧第10条繰下・一部改正)

(登録料)

- 第13条 第9条第1項又は第10条第1項の規定による利用登録を受けた者は、次に定めるところにより登録料を納付しなければならない。

区分		金額		
定期利用	市内在住者	一般	原動機付自転車	7,000円
			自転車	3,500円
		高校生以下	原動機付自転車	4,000円
			自転車	2,000円
	市外在住者	一般	原動機付自転車	14,000円
			自転車	7,000円
高校生以下		原動機付自転車	8,000円	
		自転車	4,000円	

一時利 用	1回につき 回数券(11回分)	100円 1,000円
備考 第9条第3項本文に規定する期間の途中において当該期間内の利用に係る利用登録を受ける場合の登録料は、当該登録を受ける日の属する月以後の月数によつて月割計算をして得た額とする。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。		

(平9条例17・一部改正、平10条例10・旧第9条繰下・一部改正、平15条例5・平16条例7・一部改正、平17条例33・旧第11条繰下・一部改正)

(登録料の減免)

第14条 市長は、特に必要があると認めるときは、前条に規定する登録料(一時利用に係るものを除く。)の全部又は一部を免除することができる。

(平10条例10・旧第10条繰下・一部改正、平17条例33・旧第12条繰下)

(登録料の不還付)

第15条 既に納付した登録料は還付しない。ただし、利用者の責に帰することのできない理由により駐車場の利用ができなくなつたときは、この限りでない。

(平10条例10・旧第11条繰下、平17条例33・旧第13条繰下)

(損害賠償)

第16条 利用者の責に帰すべき事由により、この施設に損害を与えた場合は、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

2 利用者は、駐車中の自転車等が盗難にあつた場合又は損傷を受けた場合、市長に対し損害賠償を請求することができない。

(平10条例10・旧第12条繰下、平15条例5・一部改正、平17条例33・旧第14条繰下)

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平10条例10・旧第13条繰下、平17条例33・旧第15条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(四街道市営自転車駐車場設置及び管理に関する条例の廃止)

2 四街道市営自転車駐車場設置及び管理に関する条例(昭和57年条例第23号)は、廃止する。

附 則(昭和63年条例第13号)

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則(平成5年条例第18号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の四街道市営自転車駐車場条例の規定は、平成10年4月1日以後の駐車場の利用に係るものから適用し、同日前までの駐車場の利用に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成10年条例第10号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の四街道市営自転車駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成15年条例第5号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の四街道市営自転車駐車場条例(以下「新条例」という。)第7条に規定する定期利用に係る利用登録のうち、原動機付自転車に係るものの実施に必要な準備行為をすることができる。

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の四街道市営自転車駐車場条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成16年条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第3条の表四街道駅東側自転車駐車場の項を削る改正規定、第7条第3項にただし書を加える改正規定及び第11条の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 市長は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の四街道市営自転車駐車場条例第3条に規定する駐車場の定期利用に係る利用登録の実施に必要な準備行為をすることができる。
附 則(平成17年条例第33号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正前の四街道市営自転車駐車場条例第7条及び第8条の規定によるこの条例の施行日以後の利用に係る利用登録は、改正後の四街道市営自転車駐車場条例第9条及び第10条の規定による利用登録とみなす。
附 則(平成20年条例第33号)
この条例は、公布の日から施行する。
附 則(平成21年条例第23号)
(施行期日)
 - 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 市長は、この条例の施行日前においても、この条例による改正後の四街道市営自転車駐車場条例第3条に規定する駐車場の定期利用に係る利用登録の実施に必要な準備行為をすることができる。